

公益社団法人八王子観光コンベンション協会

MICE 開催助成金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市内で開催される国際会議・国内会議・学会会議・報奨旅行・研修旅行・展示会・見本市・各種イベント等（以下「MICE」という。）に対し、開催に要する経費の一部を補助することで、MICEの開催を促進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

2 公益社団法人八王子観光コンベンション協会（以下「協会」という。）の予算の範囲内において、MICE開催助成金（以下「助成金」という。）を交付し、交付手続等については、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりとする。

(1)ハイブリッド開催

リアルに会場で参加者を集めて開催すると共に、オンラインを通じてリアルタイムに双方向で参加が可能なMICEの開催形式のことをいう。

(2)エクスカージョン

MICEの会議プログラムの一部として関係者・参加者等のために企画されたツアー等のことをいう。

(3)ユニークベニュー

歴史的な建造物や文化施設、公的空間等でMICE及びエクスカージョンを開催する事により、特別感や地域特性を演出できる会場のことをいう。

(4)開催会場

MICEを開催するにあたり使用する会議施設・展示会場・スポーツ施設等のことをいう。

(助成対象条件)

第3条 助成金の交付対象とするMICEは、次の各号すべてに該当するものとする。

ただし、協会会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

(1) 開催会場が八王子市内であるもの。ただし、大学コンソーシアム八王子加盟校の校内で実施する場合、(2)以降の各号すべてに該当すれば交付対象とする。

(2) 八王子市外から参加する関係者・参加者等の市内宿泊者（以下「宿泊者」という。）数が延べ30泊以上であるもの。なお、来場者は宿泊者の対象とせず、宿泊期間の対象はMICE開催期間（エクスカージョン含む。）前後1泊までとする。

- (3) 開催会場、宿泊施設以外に、市内事業者もしくは協会の会員事業者を2者以上活用するもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは助成金の交付対象としない。
- (1) 国又は地方公共団体が主催するもの。
- (2) 政治的、宗教的又は直接営利的な目的を持つもの。
- (3) 申請者及び助成を受けようとするMICE主催者に暴力団（八王子市暴力団排除条例（平成23年八王子市条例第23号。）第2条第1号を規定する暴力団をいう。）暴力団員等（同条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。
- (4) その他、会長が適当でないと認めるもの。

（助成金活用の告知等）

第4条 助成対象事業の実施に当たっては作成する広報印刷物等に以下の八王子MICEブランドロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）と定型文を用いて協会から助成を受けている旨を表示しなければならない。広報印刷物等への掲載が間に合わない場合は、ロゴマークと定型文をA4サイズ以上の用紙に印刷し、開催会場に掲示しなければならない。

（八王子MICEブランドロゴマーク）



（告示定型文）

日本語：「本事業は、公益社団法人八王子観光コンベンション協会のMICE開催助成金を活用しております。」

英語：「This program is supported by subsidy from Hachioji Visitors & Convention Association」

（助成対象者）

第5条 助成金の交付を受けることができる者は、助成対象事業の主催者又は代表者（以下「主催者」という。）とする。

ただし、国際会議や国際大会等において主催者が海外団体の場合は、国内受入れ組織（国内主催者）を主催者として認める。

(助成対象経費)

第6条 助成金の交付の対象となる経費は、主催者が開催に要する以下のものとする。

なお、他団体から助成金を受ける場合、その対象となる経費は交付対象外とする。

- (1) 賃借料（施設使用料、会場用備品、機器類リース料、回線・システム使用料等）
- (2) 旅費（講師や理事・役員等の招待者の出張旅費等）
- (3) 報償費（講師謝礼等）
- (4) 役務費（通訳料、翻訳料、ガイド料等）
- (5) 人件費（臨時要員人件費等）
- (6) 委託料（会場設営費、運営委託費、催事委託費等の各種業務委託費等）
- (7) 印刷製本費（パンフレット等広告宣伝費、教材費、報告書作成費等）
- (8) 消耗品費（事務用消耗品費等）
(ただし、当協会が消耗品に該当しないと判断する事務機器等は除く)
- (9) 借上げ車両費（バス・タクシーが対象。レンタカーは除く）
- (10) 諸経費（通信・運搬費、無償ボランティアスタッフ交通費、感染症対策費等）
- (11) その他（会長が適当であると認める経費）

(助成金の交付額)

第7条 開催助成金

交付額の上限を400万円とし、延べ宿泊者数に応じて交付するものとする。ただし、MICE開催に要する助成対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とし、MICE開催の助成対象経費として第6条第9号は除く。

宿泊数	上限額	宿泊数	上限額
30～49泊	100,000円	500～999泊	1,000,000円
50～99泊	250,000円	1,000～1,999泊	2,000,000円
100～299泊	500,000円	2,000～2,999泊	3,000,000円
300～499泊	700,000円	3,000泊～	4,000,000円

2 ハイブリッド開催助成金

前項とは別に、MICEをハイブリッド開催する場合、交付額の上限を10万円とし交付するものとする。

ただし、ハイブリッド開催に要する助成対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とし、ハイブリッド開催の助成対象経費は第6条第1号、第5号、第6号とする。尚、スポーツ等のイベントは対象外とする。

3 おもてなし助成金

同条第1項、第2項とは別に、主催者が提供するエクスカーション、ユニークベニュー、レセプションのアトラクション等に要する経費に対し、上限を50万円とし交付するものとする。ただし、市内事業者か当協会会員事業者を利用し、おもてなし開催に要する助成対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とする。

4 借上げ車両助成金

同条第1項、第2項、第3項とは別に、MICE開催に必要な市内の移動に要する経費に対し交付額の上限を40万円とし交付するものとする。ただし、市内事業者か当協会会員事業者を利用し、車両借上げに要する助成対象経費の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数切捨て）を限度とする。

(指定申請)

第8条 主催者は、MICE開催助成金指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて会長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支見積書

(指定決定)

第9条 会長は、前条に基づく申請があったときは、当該申請に係る書類を審査するとともに、必要な調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、適当と認めるときは、速やかにMICE開催助成金指定決定通知書（様式第2号）により主催者に通知するものとする。

3 会長は、前条の申請について指定することが不相当と認めるときは、速やかに主催者に対してその旨を通知するものとする。

(内容変更等の承認)

第10条 主催者は、助成対象事業の計画を変更しようとするとき、又は助成対象事業を中止し、若しくは助成対象事業遂行の見込みがないときは、遅滞なくMICE開催助成金指定変更申請書（様式第3号）を提出し、会長からMICE開催助成金指定変更決定通知書（様式第4号）を受けなければならない。ただし、軽微な変更に係るものについてはこの限りでない。

(事業終了報告)

第11条 主催者は、開催終了後、速やかにMICE開催助成金事業終了報告書（様式第5号）及び書類一式を添えて提出しなければならない。

(助成金額の確定)

第12条 会長は、前条の報告書及び実績報告書を審査した結果、指定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定した助成金確定通知書（様式第6号）により主催者に通知するものとする。尚、収支決算が黒字の場合は、その相当額を助成金額から減額するものとする。

(助成金の交付)

第13条 主催者は、前条の規定により通知を受けたとき、年度内に MICE 開催助成金請求書（様式第7号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の取消)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金の申請に係る用途以外に使用したとき。
- (3) 会長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定により助成金の交付の全部又は一部を取り消した場合は、MICE 開催助成金交付取消決定通知書（様式第8号）により主催者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第15条 会長は、前条の規定により助成金の交付を取り消した場合は、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(アンケート及び画像データの提供の協力)

第16条 主催者は、会長が実施する主催者及び参加者に対するアンケート及び画像データの提供について会長が要請した場合は協力しなければならない。

(検査)

第17条 主催者は、会長が職員をして助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は補助事業について報告を求めさせた場合には、これに応じなければならない。

(その他)

第 18 条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。